

人材紹介に関する基本契約書

(以下「甲」という)と株式会社WEBMARKS(以下「乙」という)とは、甲が実施する人材の採用に関し、下記のとおり、甲が乙の人材紹介サービスを利用する契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (本サービスの内容)

1. 乙は、甲より明示された求人条件に該当すると思われる人材のうち、甲に応募する意思がある人材を甲に対し紹介する(以下甲に紹介した人材を「候補者」という)。甲は、候補者から任意の者を選び、甲の判断に基づき選考のうえ、その採用の可否を判断する。
2. 甲は、候補者に対して、特別な条件(必要な資格等も含む)が必要な場合、事前にその旨を書面にて乙に通知する。
3. 乙は、職業紹介事業者として通常課される責任において、人材紹介サービス(以下「本サービス」という)を誠実に遂行する。
4. 甲は、本契約において、候補者が他企業の求人に対して応募することがあることを確認する。
5. 甲は、候補者の採用を決定した場合、候補者に対して所定の内定通知書(労働基準法第15条に基づく労働条件を明示したもの)またはこれと同等の事項を記載した文書を交付し、乙にはその副本もしくは写しを交付する。

第2条 (報酬)

1. 甲が、乙から紹介された候補者の採用を決定し、入社意思を表明した当該候補者(以下当該候補者を「採用決定者」という)が甲に入社した場合、当該入社日をもって、乙は甲に報酬を請求できるものとする。
2. 報酬は、甲と採用決定者の間で合意した理論年収の35%とする。ただし、別途消費税を加算するものとする。また期間限定のキャンペーン報酬が適用される場合は、別紙(紹介料キャンペーン適用の覚書)の通りとする。
3. 理論年収とは、採用決定者の月次給与・所定外労働手当の12箇月分および理論上の通年賞与の他、交通費以外の諸手当、報奨金および一時金を合計した金額をいう。ただし、採用決定者の給与について年俸制を採用している場合、年俸額を理論年収とするが、所定外労働手当、賞与、交通費以外の諸手当、報奨金および一時金が年俸額とは別途支払われる場合、12箇月間で支払われるそれら手当等も理論年収に含むものとする。なお、賞与は賞与算定基準額×前年度賞与支給月数で算出するが、賞与支給月数にて算出できない場合は、前年度支給実績を基に算出するものとする。

4. 甲は、採用決定者が甲に入社した場合、遅滞なく乙の指定する方法に従って、採用決定者に関する事項(氏名・理論年収・入社日)および、報酬に関する事項(料金・請求日・支払期日)の確認を行うものとする。
5. 採用決定者が甲への入社意思を表明したにもかかわらず甲に入社しない場合(以下「内定辞退」という)、乙は甲に報酬を請求しない。なお、採用決定者が内定辞退をしたことについて、乙は、自己の責に帰すべき事由がない限り、責任を負わないものとする。
6. 当該報酬の支払方法について、乙は、採用決定者の入社日以降速やかに請求書を発行し、甲は、採用決定者の入社日を起算日とし、毎月末締翌月末までに、乙が指定する銀行口座へ振込みにて支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
7. 甲と請求先が異なる場合、報酬等の支払責任は請求先が負い、甲はこれに連帯して保証する。

第3条 (報酬の返還)

1. 乙は、甲と当該決定者の間で締結された雇用契約が、当該決定者の自己都合による退職、または甲の就業規則等の規定もしくは労働法その他の関係法令上認められる解雇など、甲の責によらず一定の期間で終了した場合には、前条に定める手数料について、下記の割合でその一部を甲に返金する。
求職者の入社後 3 か月以内に退職した場合は紹介手数料の50%を甲に返金する。
2. 前項の場合甲は、甲と当該決定者の間の雇用契約終了日より10営業日以内に当該事実を乙に対し書面により通知し、乙は、当該事実を確認した上で、通知を受け取った翌月末に甲へ返金する。ただし、当該事実が、第2条の定めによりあらかじめ乙に明示されていた労働条件等と労働の実態が著しく異なっていたことに起因する場合、または甲の労働関係法令違反による場合はこの限りではない。なお、手数料の支払いが履行されていない場合は、甲は、本条に基づき返金額を相殺した差額を乙に支払うものとする。

第4条 (候補者への求人条件等の開示・公開)

1. 甲は、本サービスに関する求人票作成のため、乙に対し、必要な情報を提供する。
2. 乙は、甲から提供された情報に基づいて求人票を作成・開示・公開する。甲は、当該求人票の開示・公開後、速やかに内容を確認し、変更等の必要がある場合は、乙にその旨を通知するものとする。ただし、甲が当該求人票の開示・公開前に確認を希望する場合、乙はそれに従うものとする。
3. 甲が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、乙は、求人票に記載の求人条件、甲から提供された情報および一般に公開されている甲の企業情報等の乙が独自に収集した情報等(以下「求人条件等」という)を、候補者に対して開示・提供できるものとする。
4. 甲が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、乙は、乙が候補者を募集する目的で、求人条件等を、乙のウェブサイト等において開示・公開できるものとする。

5. 甲は、前4項にかかわらず、乙が職業安定法に基づき甲からの求人の申込みを受理しない場合があることにつき予め了承するものとする。
6. 甲は、職業安定法に規定される職業紹介事業者が求人の申込みを受理しないことができる事由に該当しないことを乙に対し表明するものとし、本契約締結後に当該事由に該当することとなった場合、直ちに乙にその旨を通知するものとする。

第5条（業務提携先への求人条件等の開示・提供）

1. 甲が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、乙は、より広範な求職者の中から候補者を甲に紹介する目的で、求人条件等を、乙の業務提携先に対し、開示・提供できるものとし、業務提携先は目的の範囲内で求人条件等を利用し、またはウェブサイト等において開示公開できるものとする。
2. 乙は、前項の開示・提供に際し、当該業務提携先に自己と同等の義務を遵守させるよう、責任をもって監督するものとする。

第6条（機密情報・個人情報の取扱い）

1. 甲および乙は、本契約に関して知りえた相手方の機密情報および相手方の個人情報を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の同意なく第三者（再委託先を除く）に開示・提供・漏洩してはならない。
2. 甲および乙は、候補者の同意を得て相手方より開示された候補者の個人情報を、その管理主体として厳重かつ適正に管理するものとし、候補者の同意を得ずに第三者に開示・提供・漏洩してはならない。なお、甲または乙が候補者との間で個人情報に関するトラブルが生じた場合、他方当事者の責に帰すべき事由がない限り、他方当事者は責任を負わないものとする。
3. 甲および乙は、事前に甲が希望しない旨を指定した場合を除き、甲の求人情報、候補者の個人情報、候補者の入社条件に関する情報等の授受を行う際は、乙の提供するシステムを利用することを確認する。

第7条（再委託）

甲及び乙は、委託業務の全部又は一部につき、委託業務の実施に合理的に必要な範囲で第三者に再委託することができる。この場合、甲及び乙は再委託した第三者（以下「再委託先」という）に対し本契約に定める乙の義務と同等の義務を課し、再委託先がかかる義務に違反した場合には、その責任を負うものとする。

第8条（著作権等の取扱い）

本サービスにつき、甲から乙に提供した甲に権利が帰属する著作物および広告・情報・記事・写真・イラスト・ロゴ等のコンテンツ（以下「著作物等」という）に関しては、甲は、予め、本サービスの目的の範囲（候補者の募集を目的とした広告掲載を含む）において乙および乙の業務提携先が使用することを許諾しているものとする。

第9条（業務委託）

1. 乙は、本契約に関する業務を第三者に委託する場合（以下「委託先」という）、十分な安全管理基準を満たす委託先を選定し、候補者の個人情報についての厳重かつ適正な取扱いを定めた契約を締結し、委託先の当該個人情報の取扱いについて責任をもって監督する。
2. 甲が、乙に対し、候補者の個人情報を委託先に直接提供することを求める時は、委託先が正当な権限を有する旨を書面（電子メール含む。以下本項において同じ。）にて乙に事前通知するものとする。なお、乙は、委託先に変更があった場合（新たな委託先の選定または委託契約の終了も含む）、速やかに甲にその旨を書面にて通知するものとする。

第10条（利用者）

甲は、本サービスを利用する者（自己の従業員、委託先またはその他の第三者）が、甲より正当な権限の付与を受けた者であることを保証する。

第11条（免責）

1. 乙は、甲に対し、本サービスの利用による採用の確実性、候補者の資質・能力および応募書類等の情報の正確性等、本サービスの効果ならびに候補者に関する保証は行わないものとする。
2. 甲および乙は、自己の責に帰すべき事由がある場合を除き、相手方と候補者その他の第三者との間のトラブルについては責任を負わないものとする。

第12条（留意事項）

1. 候補者につき、乙の紹介日から12箇月を経過しない間に、乙の紹介以外の方法によって甲への応募または紹介がなされた場合、乙の紹介が優先されるものとする。なお、甲は、乙の紹介前に他の方法による応募または紹介がなされていた場合には、乙の紹介後直ちに乙にその旨を通知し、乙に求められた場合、その事実を証明する書面（電子メール含む）を提出するものとする。
2. 甲は、乙の紹介後、特段の事由がない場合、乙への事前通知なく、候補者と連絡をとってはならない。また、本契約の有効期間を問わず、乙より候補者の紹介を受けた日から12箇月を経過しない間は、応募方法・職種を問わず、本契約による方法以外で当該候補者を採用してはならない。ただし、乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、この限りではない。
3. 甲が、派遣契約や業務委託契約等の雇用契約以外の方法に基づき候補者を使用または候補者より役務の提供を受ける場合であっても、使用または役務の提供の開始時点で本契約に基づく報酬が発生するものとし、本契約の全ての条項が準用されるものとする。
4. 甲は、報酬支払いを免れる目的をもって本条第2項に違反した場合、違反行為の対象となった当該候補者1名につき報酬相当額の2倍の違約金を乙に支払うものとする。

第13条（損害賠償）

甲および乙は、本サービスの遂行に際し、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を発生させた場合、現実が発生した直接かつ通常の損害を賠償するものとする。

第14条（解除）

1. 甲または乙に次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、相手方はなんら催告をすることなく、将来に向かって本契約および個別契約を解除することができる。また、相手方に対して負担する一切の金銭債務につき、当然に期限の利益を喪失する。
 - (1) 財産上の信用に関わる差押、仮差押、仮処分、競売および強制執行の申立を受けたとき
 - (2) 公租公課につき滞納処分を受けたとき
 - (3) 手形小切手の不渡り処分を受けたとき、または支払停止となったとき
 - (4) 破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立があったとき
 - (5) 合併によらない解散を決議し、または事業の全部もしくは重要な一部を譲渡したとき
 - (6) 監督官庁より営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
 - (7) 本契約第 8条に違反し、または著しく信頼関係を破壊したとき
 - (8) その他前各号に準ずる不都合な行為があったとき
2. 甲および乙は、相手方が本契約に違反した場合や、本契約を継続しがたい事由が生じた場合、本契約有効期間中においても、相当な期間を定めて相手方にその旨書面にて事前通知することにより、本契約を解除することができる。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自らが反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)に現在および将来にわたって該当しないこと、ならびに、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を現在および将来にわたって有しないことを誓約する。
 - (1) 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
 - (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲および乙は、自己または第三者を利用して以下各号の行為を行ってはならない。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲および乙は、自己の下請もしくは再委託先業者(下請または再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。)が現在および将来にわたって第1項に定める反社会的勢力に該当しないこと、ならびに同項各号の関係を有しないことを確約し、また、第2項各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 4. 甲および乙は、その下請または再委託先業者が前項に違反することが契約後に判明した場合には、直ちに違反した下請または再委託先業者との契約を解除し、または契約解除のための措置を採らなければならない。
 5. 甲および乙は、前4項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができる。相手方は、これに必要な資料を提出しなければならない。
 6. 甲または乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、甲と乙の間にて締結された全ての契約を解除することができるものとする。この場合、契約の解除を行った甲または乙は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しない。また、解除を行った甲または乙に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第16条 (有効期間)

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了日の1箇月前までに甲、乙双方から何ら異議申立てのない場合、本契約は同一内容でさらに1年間有効とし、以降についても同様とする。
2. 甲および乙の間で本サービスと同内容の契約を締結する場合、新たな契約の有効期間開始日をもって、本契約は失効するものとする。ただし、本契約の有効期間中に乙が甲に候補者を推薦した場合、当該候補者に関しては本契約が適用されるものとする。
3. 本契約に定める報酬の支払いに関する事項、第6条、第7条、第12条第4項、第13条、本条および第18条は、本契約有効期間終了後も有効とする。

第17条 (協議事項)

本契約に定めなき事項または、本契約の解釈等に疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議してこれを解決する。

第18条 (譲渡禁止)

甲および乙は、相手方の事前の書面による承認を得ない限り、本契約により生じる一切の権利義務の全部、また は一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第19条（法令遵守）

1. 甲および乙は、職業安定法等の職業紹介に関する法令、労働基準法等の労働関係に関する法令、個人情報の保護に関する法律等の個人情報保護に関する法令、その他本契約に適用される一切の日本国法令ならびに関係官庁の指導等を遵守する。
2. 本契約および本契約に関連する契約に関して甲乙間で紛争が生じたときは、乙の本社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として、本書の電磁的記録を作成し甲および乙が各々電子署名を行い各自その電磁的記録を保有する、または本書2通を作成し、甲および乙が各々記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

甲：（住 所）
（法人名）
（氏 名）

乙：（住 所）神奈川県茅ヶ崎市東海岸北1丁目2番8号
（法人名）株式会社WEBMARKS
（氏 名）代表取締役 鈴木晋介